ACSES ニュースレター 1949号 (2020年9月29日)

発行:NPO法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(25 頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇愛知 犬山「東洋紡」犬山工場で火災 男性社員 2 人死亡 1 人けが/ (続報) 愛知 2 人死亡工場火災「初期消火 行おうとしたが煙に巻かれた」〈放送報道〉
- ◇その他の事故、事件
- ・自転車摘発2万件突破 事故死者の8割に違反〈Web報道〉
- ◇事故、事件の続報
- ・三重大病院、複数の医師が退職届 不正請求問題、手術に影響の恐れくWeb 報道>
- ◇事故・事件対策、措置、訴訟等
- ・火災警報器点検、動画で呼びかけ 城田優さん「10年以上は交換を」 東京消防庁〈Web 報道〉
- ・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件(厚生労働省告示第330号)〈官報〉
- □大災害、原発事故対策

「大災害対策〕

- ・広範囲が「災害イエローゾーン」に…法改正で悩む自治体〈新聞報道〉
- ・「防災士」認証登録者、大分が全国3位 9年間で8.5倍 南海トラフ地震に備え〈新聞報道〉
- [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[狀況]

- ◇省庁発表
- ◇マスコミ報道 見出し

[対策・予防]

- ◇省庁発表
- ◇聴覚障害者の会話支援へ模索 マスクの弊害、技術で解決⟨Web 報道⟩
- ◇学校関係
- ・コロナ専門医を学校に派遣 文科省、21 年度から〈Web 報道〉
- ◇マスコミ報道 見出し
- [3] 家畜改良増殖法施行規則等の一部改正
- ◇家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令(農林水産省令第64号)〈官報〉
- ◇家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律施行規則(農林水産省令第65号)〈官報〉
- ◇家畜改良増殖法第三十二条の二第一項に基づき特定家畜人工授精用精液等を指定する告示(農林水産省告示第 1829 号)〈官報〉
- [4] 健康安全
- ◇「米国」レジ脇の菓子類陳列を禁止 米加州バークリー、条例施行へ〈Web 報道〉
- [5] 温暖化対策関係
- ◇中長期の CO2 削減目標に向けた中小企業の取組を支援します〈環境省〉
- ◇「記録的な熱波は始まりに過ぎない」 若者が 33 カ国を提訴<新聞報道>
- [6] 環境安全関係
- ◇ (仮称) 石狩・厚田洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
- ◇「記録的な熱波は始まりに過ぎない」 若者が 33 カ国を提訴〈Web 報道〉
- [7] 調査、公募、意見募集等

「公募、意見募集等」 1件 「調査結果」 1件



桔梗 (キキョウ)

[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

「開催案内」 6件 「開催記録、報告、資料等」 3件

[9] その他

◇新化学物質、化学物質新利用技術等:1件 ◇その他:2件

[付録]

- ◇「防災士」認証登録者、大分が全国3位 9年間で8.5倍 南海トラフ地震に備え〈新聞報道〉
- ◇マンション管理会社の関係者を装い、マンション全体のインターネット接続サービスが切り替わるかのように告げて、インターネット接続サービスの契約をさせる事業者に関する注意喚起〈消費者庁〉/ネット接続契約の虚偽説明に注意 消費者庁、業者名2社を公表〈Web報道〉
- ◇「○活」など新しい表現浸透度は 「○活」は全年代で浸透 「ガン○」は世代間で格差 文化庁調査〈放送報道〉
- ◇家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令(農林水産省令第64号)〈官報〉

[1] 化学物質関係事故、事件関係

◇愛知 犬山「東洋紡」犬山工場で火災 男性社員2人死亡1人けが

27日、愛知県犬山市にある大手化学繊維メーカーの工場から火が出て建物や機械が焼け、男性社員 2 人が死亡、1 人がけがをしました。

27日午後9時ごろ、愛知県犬山市にある大手化学繊維メーカー「東洋紡」の犬山工場の守衛室から、「建物から煙が出ている」と消防に通報がありました。

消防車など 17 台が出て、火は 10 時間余りたった、28 日午前 8 時前に消し止められましたが、鉄骨 2 階建ての建物と中にある機械が焼けました。

警察によりますと、この火災で、建物の中にいた男性社員3人が病院に運ばれましたが、このうち愛知県一宮市に住む高橋清文さん(55)と、岐阜市の町方暁彦さん(37)の2人が一酸化炭素中毒で死亡し、34歳の男性社員がのどなどに軽いやけどをしました。

工場によりますと、この建物では食品を包装するフィルムを製造していて、火災報知機が鳴ったため近くにいた 社員が確認したところ、合成樹脂を熱処理して引き伸ばす機械から煙が出ていて、初期消火を行おうとしました が勢いの強い煙に巻かれたということです。

現場は、犬山市役所から西におよそ2キロの工場の周りに住宅が建ち並ぶところで、警察と消防が現場検証をして詳しい状況と原因を調べることにしています。 < NHK 2020 年9月28日>

・(続報) 愛知 2 人死亡工場火災「初期消火行おうとしたが煙に巻かれた」

27日夜、愛知県犬山市にある大手化学繊維メーカーの工場から火が出て2人が死亡、1人がけがをした火災で、会社の関係者が「亡くなった2人は、火災時の対応マニュアルに従い初期消火を行おうとしたが煙に巻かれた」と当時の状況を説明しました。

現場の建物内は高い熱がこもった状態で、警察と消防は 29 日以降、現場検証をして詳しい原因を調べることにしています。

27日夜9時ごろ、犬山市にある大手化学繊維メーカー「東洋紡」の犬山工場から出火し、火はおよそ11時間後の28日8時前に消し止められましたが、鉄骨2階建ての建物と中にある機械が焼けました。

建物の中にいた男性社員3人が病院に搬送され、このうち愛知県一宮市の高橋清文さん(55)と、岐阜市の町方 暁彦さん(37)の2人が一酸化炭素中毒で死亡し、34歳の男性社員がのどなどに軽いやけどをしました。

ACSES ニュースレター_1 9 4 9_20200929

工場によりますと、この建物では食品を包装するフィルムを製造していて、当時、近くにいた社員が合成樹脂を 熱処理して、引き伸ばす機械から煙が出ていたとのを確認したということです。

午前中、当時の状況を説明した会社の担当者によりますと、亡くなった2人は近くで作業を行っていて、火災時の対応マニュアルに従って初期消火を行おうとしたものの、勢いの強い煙に巻かれたということです。

また当時、機械は清掃のため止まった状態だったということです。

現場の建物内は高い熱がこもった状態で警察と消防は29日以降、現場検証をして詳しい原因を調べることにしています。 < NHK 2020 年 9 月 28 日 >

◇その他の事故、事件

・自転車摘発2万件突破 事故死者の8割に違反

全国の警察が昨年1年間に摘発した自転車の違反行為が初めて2万件を超え、2万2859件だったことが25日、警察庁のまとめで分かった。最多は「信号無視」で1万2472件。自転車乗車中の事故死者は427人で、うち329人(77.0%)に法令違反があった。

健康志向や新型コロナウイルス感染拡大に伴う宅配サービスなどで自転車の利用が増えており、警察は取り締まりを強化。警察庁の担当者は「自転車は軽車両であるという意識が薄いことが違反につながっている」と分析している。

都道府県別では、兵庫が最多の1万1012件、次いで大阪3872件、東京1793件などの順だった。<共同通信 2020年9月25日>

◇事故、事件の続報

・三重大病院、複数の医師が退職届 不正請求問題、手術に影響の恐れ

三重大医学部付属病院(津市)の准教授がカルテを改ざんし診療報酬を不正請求した問題を受け、准教授が所属する臨床麻酔部の複数の麻酔科医が退職届を提出したことが27日、病院関係者への取材で分かった。病院は手術の件数を減らす方向で検討を始めた。病院幹部は「救急外来の受け入れに支障が出る」などとしており、不祥事による影響が患者や地域医療に及ぶ可能性が出ている。

病院関係者によると、9 月上旬以降、少なくとも 5 人が退職届を提出。「一身上の都合」などと説明しているという。このまま全員が退職すれば、自宅謹慎中の准教授と教授を含め、臨床麻酔部の約 4 割が欠けることになる。<共同通信 2020 年 9 月 27 日 >

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

· 火災警報器点検、動画で呼びかけ 城田優さん「10 年以上は交換を」 東京消防庁

秋の火災予防運動(11月9~15日)を前に、東京消防庁は住宅用火災警報器の点検を呼びかける動画をユーチューブの東京消防庁公式チャンネルで公開した。動画では、予防運動ポスターのモデルを務める俳優の城田優さんが「設置して10年以上たっている場合は本体の交換をおすすめします」と呼びかけた。

住宅用火災警報器は、2006年6月に新築住宅に設置が義務づけられた。その後、都条例が改正され、10年4月には同庁管内の既存住宅も取り付けなければならなくなった。交換は10年が目安とされ、既存住宅の設置義務化から10年が経過したことから、こうした動画を公開するなどして点検を求めている。

同庁は、「住宅用火災警報器の設置で火災の被害を軽減できる。この機会に正常に作動するか確認してほしい」 としている。<毎日新聞 2020年9月28日>

・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件(厚生労働省告示第330号)

[官報] 令和2年9月28日 号外 第201号 86~88頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200928/20200928g00201/20200928g002010086f.html

□大災害、原発事故対策

[大災害対策]

・広範囲が「災害イエローゾーン」に…法改正で悩む自治体

相次ぐ自然災害による被害を減らすため、危険度が高い場所での暮らしは避ける――。国がめざしているのが、 そんなまちづくりだ。危険区域では新しい建物の建設を規制し、すでに住んでいる人には移転を促すことで、災 害時の被害を最小限に抑える狙いだ。

国は自然災害に強いまちづくりを進める「都市再生特別措置法」などを改正し、今月施行した。崖崩れや津波 などの危険がある「災害レッドゾーン」に自社ビルや病院、ホテルなど自らが運営する施設を建てることを禁止 した。これまでも貸店舗や分譲住宅などの建設を禁じていたが原則まちとしての開発を禁止した。

洪水などの危険がある「災害イエローゾーン」での開発も厳しくした。イエローゾーン内の「市街化調整区域」 では今後、住宅などを建てる場合、安全対策や避難対策をとることが条件になる。さらにこうした危険な場所に 住む人たちに移転を促すため、自治体が移転を支援する制度も導入した。

災害イエロー・レッドゾーン

イエローゾーンは、洪水や津波の浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、災害発生時に人命に危険が及ぶ可能 性のある区域。レッドゾーンはイエローゾーンの中でもよりリスクが高く、建物が壊れ、人命に著しい危険が生 じる恐れのある区域で、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域などがある。

都市機能を集約したまちづくりを進めるための「立地適正化計画」では、人の居住を促す場所として「居住誘 導区域」を市町村が設けている。この区域ではレッドゾーンを原則、避けることにした。

ただ、課題も残る。

国は居住誘導区域にイエローゾ… <朝日新聞 2020年9月28日>

・「防災士」認証登録者、大分が全国3位 9年間で8.5倍 南海トラフ地震に備え<毎日新聞 2020年9月27日>

--**→** | 末尾「付録]

[2] 「特集]新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

- ・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(9月27日各自治体公表資料集計分)
- <厚生労働省 2020年9月28日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13780.html
- ・「新型コロナウイルスに関する Q&A (医療機関・検査機関の方向け)」を更新しました
- <厚生労働省 2020年9月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=k2p04egvztHXjCsBY
- ・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2020年9月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=B_7adXy7WkVDGLiVY
- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年9月28日版)
- <厚生労働省 2020年9月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=u0JmycAH5vn pAcpY
- ・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料(発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他)を更新 しました
- <厚生労働省 2020年9月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=wzoesbh_noGH3GhRY
- ・国内の発生状況について更新しました
- <厚生労働省 2020年9月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=M8ruQUiPbnF3LJuhY

◇マスコミ報道 見出し

・世界のコロナ死者100万人 9カ月足らず、感染3200万人超—AFP<AFP 2020年9月 28日>

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) のお知らせを更新しました

<厚生労働省 2020年9月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=k2p04egvztHX.jD8BY

- ・接触確認アプリ「COCOA」の修正版(Android 版「1.1.4」)の配布を開始しました
- <厚生労働省 2020年9月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=WaCEKyLlBBsdRufLY

◇聴覚障害者の会話支援へ模索 マスクの弊害、技術で解決

新型コロナウイルス感染症対策でマスクの着用が浸透し、口の動きや表情で会話内容を読み取る聴覚障害者には意思疎通の弊害となっている。三菱電機やNPO法人「インフォメーションギャップバスター」(横浜市)はIT やアイデアで解決しようと、それぞれ模索を続けている。

三菱電機と兼松コミュニケーションズ(東京)は、タブレット端末で音声認識して文字に変換、指でなぞって表示するアプリ「しゃべり描きアプリ Biz」の無償提供を始めた。

インフォメーションギャップバスターは、透明な材料を使ったマスクの手軽な作り方を公開。口元が透けるため、聴覚障害者が会話を読み取りやすくなる。<共同通信 2020年9月28日>

◇学校関係

・コロナ専門医を学校に派遣 文科省、21年度から

文部科学省は27日、小中高校などに感染症専門の医師や看護師を派遣し、新型コロナウイルスの最新の知見や予防策を伝える事業を2021年度から始める方針を固めた。過剰な校内消毒など負担の大きい取り組みを避け、正しい知識に基づく予防策で保護者の不安を解消する狙いもある。21年度予算の概算要求に関連経費13億円を盛り込む。

対象は国公私立全ての小中高校と特別支援学校。専門家を集め、自治体や学校の要望を取りまとめて派遣を調整する業務は民間業者に委託する。1年間で1校当たり2回まで派遣を依頼できる。

専門家は、科学的根拠のない対策は必要ないことの理解も求める。 < 共同通信 2020 年 9 月 27 日 >

◇マスコミ報道 見出し

・「アベノマスク」の単価は 143 円 黒塗り非公表の文書で黒塗りし忘れか< YAHOO! JAPAN ニュース 2020 年 9 月 28 日>

[3] 家畜改良増殖法施行規則等の一部改正

◇家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令(農林水産省令第 64 号)

--**→** 末尾 [付録]

[官報] 令和2年9月28日 号外 第201号 38~81頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200928/20200928g00201/20200928g002010038f.html

◇家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律施行規則(農林水産省令第65号)

「官報」 令和 2 年 9 月 28 日 号外 第 201 号 82 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200928/20200928g00201/20200928g002010082f.html

◇家畜改良増殖法第三十二条の二第一項に基づき特定家畜人工授精用精液等を指定する告示(農林水産省告示第 1829 号)

[官報] 令和2年9月28日 号外 第201号 88頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200928/20200928g00201/20200928g002010088f.html

[4] 健康安全

◇[米国] レジ脇の菓子類陳列を禁止 米加州バークリー、条例施行へ

米カリフォルニア州バークリーの市議会は26日までに、砂糖を多く使ったお菓子や飲み物をスーパーのレジ脇に並べることを禁じる条例案を可決した。米メディアが伝えた。陳列できるのは砂糖の使用量が5グラムまでの食品や、砂糖や人工甘味料を加えていない飲み物などに限られる。こうした規制は国内初とみられる。

最終的な手続きを経て来年3月に導入される見通し。アレギン市長は声明で、スーパーのレジ脇は子どもが親にお菓子をねだる場所で「衝動買いが砂糖の大量摂取につながっている」と指摘。健康的な代替品を提供する必要があると強調した。<共同通信 2020年9月27日>

[5] 温暖化対策関係

◇中長期の CO2 削減目標に向けた中小企業の取組を支援します

<環境省 2020年9月28日> http://www.env.go.jp/press/108475.html

◇「記録的な熱波は始まりに過ぎない」 若者が33カ国を提訴

ポルトガルに暮らす子供や若者が、欧州連合(EU)加盟国を含む33カ国の政府に対し、気候変動対策の強化を求める裁判を欧州人権裁判所(仏ストラスブール)に起こした。ポルトガルは近年、熱波や山火事などの被害に見舞われており、8歳から21歳までの原告6人は「若者たちの将来を守るために効果的で急を要する排出削減の取り組みに失敗している」と主張。受理された場合、常設の人権救済機関である欧州人権裁判所で気候変動について争われる初めてのケースとなる。

◇最悪の被害を出した山火事と気候変動

「私たちが耐えた記録的な熱波は始まりに過ぎないと知り、恐ろしいと感じている。残された時間は極めて短く、 政府に私たちを保護させるためにはあらゆることをする必要がある」。カタリーナ・モタさん(20)は、提訴を発 表した9月3日の声明で原告に加わった動機を説明した。

カタリーナさんが暮らすポルトガル中部では2017年の夏から秋にかけて大規模な山火事が続き、120人以上が 犠牲になった。コスタ首相が「記憶にない大災害」と呼んだ一連の山火事は、原告団がクラウドファンディング で訴訟資金を募るきっかけとなった。

私は、被災地を取材するためにこの年11月に現地を訪れた。大部分が焼失して墨絵で描かれたような光景が広がった国立公園や、「燃え広がる速度が例年の2~3倍だった」と語る消防士の証言が強く印象に残っている。火の手は住宅地にも迫り、多くの人たちが車で避難する途中に炎や煙に巻き込まれて命を落とした。

地元大学などの研究チームは、この年にポルトガルで多発した山火事について、夏季の干ばつや高温など気候変動の影響が火災リスクをさらに増加させた可能性があると指摘した。その後も首都リスボンでは18年8月に気温44度を記録して観測史上最高を更新するなど、欧州各地は毎年のように厳しい熱波に見舞われている。

◇熱波による死者は今世紀末には「30 倍」の推計も

原告側が裁判の対象に選んだのは、欧州評議会に加盟する 47 カ国のうち温室効果ガスの排出量が大きい 33 カ国。ポルトガルを含む EU の全加盟国のほか、英国、スイス、ロシア、トルコなどが含まれる。

各国の温室効果ガス削減目標や取り組みを調べている「クライメート・アクション・トラッカー」は、33 カ国 が掲げる30年までの削減目標は、地球温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」の長期目標に対して「不十分」だと厳しい見方だ。これらの国・地域の目標が達成された場合でも、今世紀末までに世界の平均気温は産業革命前から3~4度上がる可能性があると分析する。パリ協定は世界の平均気温上昇を2度未満、できれば1.5度に抑えることを目指している。

EU 欧州委員会の共同研究センターなどの推計によると、現状のペースで温暖化が進んだ場合、今世紀の終わりに欧州西部では熱波による人口当たりの死者数が現在の30倍近くに達する恐れがある。気候変動は若い世代の生存権や人格権などを損なうと指摘する原告側は、各国政府に対し、パリ協定の「1.5度目標」に沿って削減目標を引き上げるよう訴える。原告側弁護団によると、損害賠償などの要求はなく「政府に未来を守るための行動を示してほしいだけ」だと強調する。

しかし、原告側が望む「ゴール」への道は容易ではない。欧州人権裁判所が申し立てを受理する要件の一つは、 国内の救済手段を尽くしたかどうかだ。通常は関係する当事国で最上級審まで争われた後に欧州人権裁判所に申 し立てる手続きが取られるが、原告側は今回当事国で裁判を起こすことなく提訴しており、裁判所の判断が注目 されている。

英国とアイルランドに拠点を置く国際人権NGOで、今回の裁判を支援する「GLAN」の法律オフィサー、ジェリー・リストン氏は3日にオンラインで開いた記者会見で、「気候変動対策は緊急の行動が必要だが、原告たちは世

界中の多くの一般市民と同じく(提訴以外に)政府にそれを強いる手段はない」と述べ、裁判所に例外的な対応 を求めた。

◇オランダに続きアイルランドでも原告勝訴

気候変動が人権や財産を脅かすとして、個人やNGOが国や企業を相手に温室効果ガスの削減強化などを求めて 裁判を起こす動きは世界的に広がりを見せている。

これらの「気候変動訴訟」では原告側が敗訴するケースが続いていた。ところが19年12月にはオランダで、20年7月にはアイルランドでそれぞれ最高裁が政府に温室効果ガス削減計画の強化を求める原告の訴えを支持する判決を示した。欧州では新たな流れも生まれている。<毎日新聞 2020年9月27日>

[6] 環境安全関係

◇ (仮称) 石狩・厚田洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について<環境省 2020年9月28日> https://www.env.go.jp/press/108474.html

◇環境省、狩猟に非鉛製弾を推進へ 鳥類の中毒実態調査進める

環境省は24日、希少な鳥類が狩猟で使われる鉛製銃弾をのみ込んでかかる鉛中毒を懸念し、非鉛製銃弾への切り替えを推進する方針を検討会で示した。実態調査を進め、来年秋までに鳥獣保護法に基づく基本指針の改定を目指す。

鉛中毒は撃たれたシカなどの肉とともに鉛を体内に取り込むことで起こり、多くの希少な猛禽類や水鳥が死に至っている。北海道は2004年から鉛弾の使用を禁止。だが影響は相次ぎ、環境省によると、1997~2019年度、道内でオオワシやオジロワシなど約200羽が鉛中毒にかかった。<共同通信 2020年9月24日>

[7] 調查、公募、意見募集等

[公募、意見募集等]

◇ <u>令和元年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を地域の防災・エネルギー拠点とするための施設整備事業)の三次公募について</u>

<環境省 2020年9月28日> https://www.env.go.jp/press/108456.html

[調査結果]

◇審査の質に対するユーザーの肯定的な評価が向上しました

-令和2年度審査の質についてのユーザー評価調査の結果-

<経済産業省 2020年9月28日>

https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200928001/20200928001.html?from=mj

特許庁は、ユーザーの声を品質管理施策に反映させるため、審査の質についてのユーザーの評価を調査しています。

特許・意匠・商標のいずれも、「審査全般の質」の評価は、肯定的な評価の割合(5段階評価の4以上)が昨年度より増加し、重点的に取り組んでいる項目についても、肯定的な評価の割合が増加しました。

「電話、面接等における審査官とのコミュニケーション」の評価について、特許・意匠・商標のいずれも、5段階評価の3以上の評価の割合は、95%以上を占めました。

特許庁では、引き続き審査の質の維持・向上に努めてまいります。

[8] <u>関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等</u>

[開催案内]

・ <u>第6回「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」を開催します</u> 10月5日

<厚生労働省 2020年9月28日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13616.html

・労働基準法施行規則第35条別表第1の2第4号の1の物質等の検討について

- その他
- 「医薬品・医療機器等の保険適用に関する相談会」の開催について
- ~10 月と 11 月に開催。対象は医薬品・医療機器・再生医療等製品開発企業等~

10月27日、11月19日

<厚生労働省 2020年9月28日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=wzoesbh_noGH3H5RY https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 13307.html

・産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会第4回若手ワーキンググループ 9月30日、オンライン会議

<経済産業省 2020年9月28日>

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/34785

- 1. 経産省が使う「研究者」、「基礎研究」という言葉の定義は適切か
- 2. 「象牙の塔にこもるイメージ」をくつがえす外資系やベンチャーで活躍する博士
- 3. 「連携」「共創」を言葉だけで終わらせずに実現する仕掛け
- 4. 下請け構造に落とし込ませない産学連携、ベンチャー連携の仕組み
- ・日本産業標準調査会標準第一部会 第32回化学・環境技術専門委員会 10 月 9 日、WEB 会議 <経済産業省 2020年9月28日>

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/34905

- 1. 前回議事録の確認
- 2. 産業標準の制定審議
- 3. その他
- ・海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会(第3回) 9月29日、オンライン配信

<経済産業省 2020年9月28日>

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/34867

- 1. 海外渡航者新型コロナウイルス検査センターの利用規約等について(説明・討議)
- 2. 海外渡航者新型コロナウイルス検査センターのシステム設計について(報告)
- 3. 【非公開】「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」に基づき登録を行う医療機 関について
- ・「令和2年度 越境性動物疾病防疫対策強化推進会議」の開催及び一般傍聴について 10月2日、オンライン <農林水産省 2020年9月28日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/200928.html
- ・リサーチ・アドミニストレーター活動の強化に関する検討会(第11回)の開催について 10月1日、オンライン会議

<文部科学省 2020年9月28日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/afuLacuoi1cD81bE

- 1. ワーキンググループにおける検討状況について
- 2. 今後の URA の在り方の議論を進めるにあたって
- 3. その他

[開催記録、報告、資料等]

- ・医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議(取りまとめ)資料
- <厚生労働省 2020年9月28日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13781.html
- ・新型コロナウイルス感染症アドバイザリーボード 感染者情報の活用のあり方に関するワーキンググループの資 料等(第4回)を掲載しました 9月28日

<厚生労働省 2020 年 9 月 28 日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=0yo0oahvjpGXzHpBY

- ・今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議(令和元年度~)(第5回) 配付資料
- <文部科学省 2020年9月28日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/afuLacuoi1cD8lbF
- 1. 最終報告に向けた論点・スケジュールについて

2. コロナ禍を踏まえた大学施設の在り方について

[9] *その他*

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・サウジから日本、世界初のブルーアンモニア輸送-クリーン電源実用へ

サウジアラビアから日本へと、世界初のブルーアンモニア供給が実現した。輸送はサウジ国営石油会社サウジ アラムコが傘下に置くサウジ基礎産業公社(SABIC)と三菱商事がロジスティックを監督。日揮ホールディ ングスと三菱重工、三菱造船、宇部興産も参加した。

初回輸送分40トンのブルーアンモニアは、世界一の水素エネルギー利用国を目指す日本で、燃焼時に二酸化炭素を排出しないゼロエミッション電源として利用される。

サウジアラムコのリリースによれば、ブルーアンモニアの合成プロセスでは炭化水素から水素が取り出されるのと同時に、二酸化炭素が回収、隔離される。アラムコは「信頼性と経済性の高い原料としての可能性を示すまたとない機会」だと将来への期待を表明した。<Bloomberg 2020年9月28日>

◇その他

・東京女子医大、学費 1200 万円値上げ コロナで経営難

私立大学の医学部で学費を値上げする動きが出ている。東京女子医科大は2021年度の入学生について6年間で計1200万円上げる。コロナ禍による大学病院の経営悪化の影響などが指摘されている。

東京女子医大がホームページで公開している入学案内によると、6年間の学費は4621万4千円。広報担当者によると年間200万円の施設設備費の項目が新たに加わったという。値上げの詳しい理由はホームページでは示しておらず、取材にも回答していない。

河合塾が私立大医学部の20年度の募集要項などをまとめたところ、主な選抜方式で総額が最も高いのは川崎医科大(岡山県)の4736万5千円。今回の値上げで東京女子医大は21年度から、金沢医科大(石川県)を上回り2番目に高いところになりそうだ。<朝日新聞2020年9月27日>

・「淑女、紳士の皆様」呼びかけ廃止

日本航空「Ladies and Gentlemen」廃止 性的マイノリティー配慮

日本航空は機内や空港の搭乗口で英語の案内アナウンスをする際、「Ladies and Gentlemen」(淑女、紳士の皆様)の呼び掛けを9月末で取りやめる。性別を前提とした英語表現だとして、日航は「性的マイノリティーのお客様が不快な思いをしないように」と廃止を決めた。10月1日から新しいアナウンスに変更する。

機内で、客室乗務員は旅客の搭乗や降機、飛行中のサービス開始の際、英語のアナウンスの始めに「Ladies and Gentlemen」と必ず敬称をつけていた。社内のマニュアルに基づいた対応で、国際線だけでなく、外国人の旅客が搭乗している国内線の便でも使っていた。搭乗口では、地上旅客係員が搭乗時刻の案内の際にアナウンスしていた。

日航は2014年に「ダイバーシティ宣言」をし、性別や年齢、国籍、人種、宗教、障害の有無、性的指向、性自認などの属性によらず、多様な人材が活躍する環境の創造に取り組んでいる。その一環として、英語アナウンスの変更を決め、マニュアルも改める。

10月から全社的に、客室乗務員は「Good morning/Good afternoon/Good evening, everyone」(おはよう ございます、こんにちは、こんばんは。皆様)や「Attention, all passengers」(皆様にお知らせいたします)を使う。地上旅客係員のアナウンスもほぼ同じ内容にする。

性別を前提とした敬称はニューヨークやロンドンの地下鉄も取りやめている。

こうした対応に、機内で「Ladies and Gentlemen」を使用している全日本空輸は「お客様からの声などを踏まえ、社内で検討する」と説明している。<毎日新聞 2020年9月28日>

[付録]

◇「防災士」認証登録者、大分が全国3位 9年間で8.5倍 南海トラフ地震に備え

上記[1] 関係

毎年のように全国のどこかで発生する自然災害。備えの必要性を市民に伝えたり、現場で避難や復旧・復興に関わったりする活動をするボランティアの防災士が増えている。日本防災士機構によると、民間資格の「防災士」の認証登録者は全国で19万7229人。登録が始まった2003年度の1581人の125倍になった。東京都、愛媛県に次いで3番目に多いのが1万1301人の大分県だ。九州では福岡が12位、宮崎が13位で続く。大分の防災士は11年3月の東日本大震災をきっかけに、1326人から9年間で8・5倍。全国の3・9倍を大きく上回っている。背景には今後30年以内での発生確率が70~80%といわれている南海トラフ巨大地震への不安がある。県は東日本大震災の検証で住民一人一人が防災に備える「自助」、災害時の避難や近隣住民との協力である「共助」を果たす重要性を再認識。自主防災組織化を図るため、中心的な役割を担う防災士の養成に力を入れている。

12年度には防災士3000人の養成を目標に各市町村で約30回の防災士養成講座を開き、9割の2700人が登録した。13年度には知事や県議、市町村長をはじめ約800人、さらに14年度には学校、社会福祉施設や事業所などで約1100人の防災士が誕生している。各自主防災組織から推薦された人には受講料や受験料など登録までにかかる費用が免除されており、現在約3400の自主防災組織のうち76・9%で防災士1人以上を確保している。

地域別でみると、県南東部の佐伯市が特に多い。南海トラフ巨大地震が起きた場合、津波による被害が懸念され、防災士は11年の74人から約20倍の1431人に増えた。総数では大分市の3567人に次ぐ多さだが、人口1万人当たりでは大分市の74・6人に対し、佐伯市は204・3人と2・7倍にもなる。

女性の登録者増も著しい。7人から329人にまで増え、14年には佐伯市防災士会に女性部も結成された。 子どもたちに早くから防災意識を持ってもらうため、小学校や幼稚園、保育園を訪れ、手作りの紙芝居やダンス など趣向を凝らした普及活動を実施。イベントでは段ボールトイレの作り方なども紹介している。女性部長の渡 辺早苗さん(68)は「段々認知度は上がってきたが、担い手も増やしたい」と話す。

大分県は各市町村で年3回程度、実践イメージトレーニングや意見交換会などを盛り込んだ防災士のスキルアップ研修を開催。19年度に計画した「地震・津波防災アクションプラン」の減災目標は「死者数を限りなくゼロにすること」としている。そのためにも全ての自主防災組織での「防災士100%」達成を目指している。

◇九州・山口の防災士認証登録

| 防災士数 | 順位 |
|--------|--|
| 11301人 | 3 |
| 5392人 | 1 2 |
| 5353人 | 13 |
| 2946人 | 26 |
| 2276人 | 3 5 |
| 1783人 | 3 7 |
| 1471人 | 4 0 |
| 1377人 | 43 |
| | 5392人 5353人 2946人 2276人 1783人 1471人 |

(2020年8月末現在、日本防災士機構調べ) <毎日新聞 2020年9月27日>

◇マンション管理会社の関係者を装い、マンション全体のインターネット接続サービスが切り替わるかのように告げて、インターネット接続サービスの契約をさせる事業者に関する注意喚起

<消費者庁 2020年9月25日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/021332/

マンション管理会社の関係者を装い、マンション全体のインターネット接続サービスが切り替わるかのように告げて、インターネット接続サービスの契約をさせる事業者に関する注意喚起を行いました。

詳細

マンション管理会社の関係者を装い、マンション全体のインターネット接続サービスが切り替わるかのように告げて、インターネット接続サービスの契約をさせる事業者に関する相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、株式会社レイスペック及び Sail Group 株式会社が連携共同して、消費者の利益

を不当に害するおそれがある行為(不実告知)をしていたことを確認したため、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

公表資料

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_200925_1.pdf

・ネット接続契約の虚偽説明に注意 消費者庁、業者名2社を公表

消費者庁は25日、ソフトバンクの正規代理店をかたってマンションの管理会社の依頼を受けたように装い「マンション全体のインターネット接続サービスをソフトバンクに切り替える」と虚偽の説明をして住民と契約を結んだとして、消費者安全法に基づき、事業者名を公表し注意喚起した。

消費者庁が公表したのはレイスペック (静岡市駿河区) と Sail Group (大阪市中央区)。同庁によると、2 社は関連会社で、東海、近畿地方を中心に営業していた。いずれもレイスペックの元社員が経営している静岡市内の正規代理店を名乗っており、名義貸しをしたとみられる。<共同通信 2020年9月25日>

◇「○活」など新しい表現浸透度は

「〇活」は全年代で浸透 「ガン〇」は世代間で格差 文化庁調査

日本語の新しい表現のうち、「婚活」や「終活」といった「活」をつける表現は、すべての年代で定着した一方、「ガン見」や「ガン寝」といった「ガン」をつける表現は、世代間で定着に大きな差があることが文化庁の調査で分かりました。

調査は日本語の使い方などの変化を把握するため文化庁が毎年行っていて、今回は全国の 16 歳以上の男女、1994 人が回答しました。

この中で新しい表現について聞いたところ、定着したことを示す「他人が言うのは気にならない」という回答は、「婚活」や「終活」といった「活」をつける表現では、すべての世代で80%以上になり、「パワハラ」や「モラハラ」といった「ハラ」をつける表現でも、60代以下で80%を超え、広く定着していることが分かりました。一方、まじまじと見ることをさす「ガン見」や、深く寝ることをさす「ガン寝」といった、強調のために「ガン」をつける表現は、「他人が言うのが気になる」という回答が10代では11%でしたが、70代以上では51%と世代間で差が開きました。

文化庁の武田康宏国語調査官は「お年寄りの中には新しい表現の一部を受け入れ難いかたもいると分かった。相手や場面を踏まえて配慮する時と、仲間うちで使用するときと分けてもらうといいかもしれません」と話していました。 < NHK 2020 年 9 月 26 日 >

◇家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令(農林水産省令第64号)

上記[3]関係

[官報] 令和2年9月28日 号外 第201号 38~81頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200928/20200928g00201/20200928g002010038f.html

○農林水産省令第64号

家畜改良増殖法の一部を改正する法律(令和二年法律第二十一号)の施行に伴い、並びに家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)及び家畜改良増殖法施行令(昭和二十五年政令第二百六十九号)の規定に基づき、並びに家畜改良増殖法を実施するため、家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 2 年 9 月 28 日

農林水産大臣 野上浩太郎

家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令

(家畜改良増殖法施行規則の一部改正)

第一条 家畜改良増殖法施行規則 (昭和二十五年農林省令第九十六号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍

線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定 の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

第一章 種畜等(第一条 第十四条)

目次

第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植

第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限 等(第十五条 第二十条)

第二節 家畜人工授精師(第二十一条|第一二十一

第三節 家畜人工授精所(第一二十二条—第四十 条)

第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例(第四 十一条—第四十四条)

第二章の二 家畜登録事業(第四十五条―第四十八 条)

第三章 雜則(第四十九条—第五十二条) 附則

> 第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植 第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の 制限等

第十五条 (略)

(輸入受精卵に係る証明書の記載事項)

- 第十七条の十三 法第十四条第二項第一号への農林水 産省令で定める事項は、家畜体内受精卵にあっては 次のとおりとする。
 - 一 当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの 用に供した雄の家畜(家畜人工授精用精液を注入 した場合にあっては、当該家畜人工授精用精液の 採取の用に供した雄の家畜。第四十二条第一項第 二号口において同じ。)の名前

二~八 (略)

- 2 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定め る事項は、家畜体外受精卵にあっては次のとおりと する。
 - 一•二(略)
 - 三 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用 に供した雌の家畜(そのとたいから家畜卵巣を採 取した雌の家畜を含む。第七号及び第四十二条第 一項第三一号ロにおいて同じ。)の名前

四~八(略)

(家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の譲渡等の基 準)

第十八条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める 基準は、家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家 畜人工授精又は家畜受精卵移植を行うためセンター

目次

第一章 種畜等(第一条 第十四条)

第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二章の二 家畜登録事業(第三十三条の二―第四 十八条)

第三章 雑則(第三十四条—第三十六条) 附則

> 第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植 (新設)

第十五条 (略)

(輸入受精卵に係る証明書の記載事項)

- 第十七条の十三 法第十四条第二項第一号への農林水 産省令で定める事項は、家畜体内受精卵にあっては 次のとおりとする。
 - 一 当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの 用に供した雄の家畜(家畜人工授精用精液を注入 した場合にあっては、当該家畜人工授精用精液の 採取の用に供した雄の家畜。)の名前

二~八 (略)

- 2 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定め る事項は、家畜体外受精卵にあっては次のとおりと する。
 - 一•二(略)
 - 三 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用 に供した雌の家畜(そのとたいから家畜卵巣を採 取した雌の家畜を含む。第七号及び第四十二条第 一項第三一号ロにおいて同じ。)の名前

四~八(略)

(品質の不良な家畜人工授精用精液及び家畜受精 卯)

第十八条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める 品質の不良な家畜人工授精用精液又は家畜受精卵 (法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵をい 又は都道府県が開設する施設(以下「家畜人工授精所 等」という。)において衛生的に保存されている家畜 人工授精用精液又は家畜受精卵(法第十一条の二第 五項に規定する家畜受精卵をいう。以下同じ。)であ って、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる家畜人工授精用精液でないこと。 イ~ニ (略)
- 二 次に掲げる家畜受精卵でないこと。 イ~ハ (略)

(家畜人工授精用精液証明書等の様式)

第二十条 法第十三条第四項の家畜人工授精用精液証 | **第二十条** 法第十三条第四項の家畜人工授精用精液証 明書、同項の家畜体内受精卵証明書、同項の家畜体 外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証 明書、同項の体内受精卵採取に関する証明書、同項 の体外受精卵生産に関する証明書及び法第十五条の 家畜人工授精簿は、それぞれ別記様式第七号、様式 第八号、様式第九号、様式第十号、様式第十一号、 様式第十二号及び様式第十三一号によるものとす る。

第二節 家畜人工授精師

第二十一条 (略)

(講習課目等)

第二十三条 家畜人工授精に関する講習会において課 すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおり でなければならない。

一 学科

| 科目 | | 時間 |
|------|-------------|------|
| 一般科目 | (略) | (略) |
| | 関係法規 | 五時間 |
| 専門科目 | (略) | (略) |
| | 家畜人工授精及び家畜人 | 十七時間 |
| | 工授精用精液の保存 | |

二 実習

| 科目 | 時間 |
|----------------|-------|
| (略) | (略) |
| 家畜人工授精及び家畜人工授精 | 四十五時間 |
| 用精液の保存 | |

- 2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講 習会において課すべき科目及びその時間は、少なく とも次のとおりでなければならない。
 - 一 学科

時間 科目

う。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

- 一 品質の不良な家畜人工授精用精液。 イ~ニ (略)
- 二 品質の不良な家畜受精卵 イ~ハ (略)

(家畜人工授精用精液証明書等の様式)

明書、同項の家畜体内受精卵証明書、同項の家畜体 外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証 明書、同項の体内受精卵採取に関する証明書、同項 の体外受精卵生産に関する証明書、法第十五条の家 畜人工授精簿、法第二十二条第二項の授精証明書、 同項の体内受精卵移植証明書、同項の体外受精卵移 植証明書及び同項の精液採取に関する証明書は、そ れぞれ別記様式第七号、様式第七号の二、様式第七 号の三、様式第八号、様式第八号の二、様式第八号 の三、様式第九号、様式第十号、様式第十号の二、 様式第十号の三及び様式第六号によるものとする。

第二節 家畜人工授精師

第二十一条 (略)

(講習課目等)

第二十三条 家畜人工授精に関する講習会において課 すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおり でなければならない。

一 学科

| 科目 | | 時間 |
|------|------|------|
| 一般科目 | (略) | (略) |
| | 関係法規 | 三時間 |
| 専門科目 | (略) | (略) |
| | 人工授精 | 十七時間 |
| | | |

二 実習

| 科目 | 時間 |
|----------------|-------|
| (略) | (略) |
| 家畜人工授精及び家畜人工授精 | 四十五時間 |
| 用精液の保存 | |

- 2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講 習会において課すべき科目及びその時間は、少なく とも次のとおりでなければならない。
- 一 学科

| 科目 | 時間 |
|----|---------|
| | 4 11 14 |

| 一般科目 | (略) | (略) |
|------|--------------|------|
| İ | 関係法規 | 五時間 |
| 専門科目 | (略) | (略) |
| | 家畜人工授精及び家畜人工 | 十七時間 |
| | 授精用精液の保存 | |
| | (略) | (略) |
| | 体内受精卵の処理及び保存 | 十六時間 |
| | (略) | |
| l | | (略) |

二 実習

| 科目 | 時間 |
|----------------|------|
| (略) | (略) |
| 家畜人工授精及び家畜人工授精 | 四十五時 |
| 用精液の保存 | |
| 体内受精卵の処理及び保存 | 五十時間 |
| (略) | (略) |

3 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜 体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科 目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなけれ ばならない。

一 学科

| 科目 | | 時間 |
|------|--------------|------|
| 一般科目 | (略) | (略) |
| | 関係法規 | 五時間 |
| 専門科目 | (略) | (略) |
| | 家畜人工授精及び家畜人工 | 十七時間 |
| | 授精用精液の保存 | |
| | (略) | (略) |
| | 体内受精卵の処理及び保存 | 十六時間 |
| | (略) | |
| | | (略) |

二 実習

| 科目 | 時間 |
|----------------|------|
| (略) | (略) |
| 家畜人工授精及び家畜人工授精 | 四十五時 |
| 用精液の保存 | |
| 体内受精卵の処理 | 五十時間 |
| (略) | (略) |

 $4 \sim 6$ (略)

(修業試験)

第二十四条 (略)

2 受講時聞が前条第一項第一号に掲げる科目を通じて<u>五十五時間</u>及び前条第一項第一一号に掲げる科目を通じて六十時間に達しない者は、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができない。

| 一般科目 | (略) | (略) |
|------|--------------|------|
| | 関係法規 | 五時間 |
| 専門科目 | (略) | (略) |
| | 人工授精 | 十七時間 |
| | | |
| | (略) | (略) |
| | 体内受精卵の処理及び保存 | 十六時間 |
| | (略) | |
| | | (略) |

二 実習

| 科目 | 時間 |
|--------------|------|
| (略) | (略) |
| 人工授精 | 四十五時 |
| 体内受精卵の処理及び保存 | |
| (略) | 五十時間 |
| | (略) |

3 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜 体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科 目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなけれ ばならない。

一 学科

| 科目 | | 時間 |
|------|----------|------|
| 一般科目 | (略) | (略) |
| | 関係法規 | 五時間 |
| 専門科目 | (略) | (略) |
| | 人工授精 | 十七時間 |
| | (略) | |
| | 体内受精卵の処理 | (略) |
| | | 十六時間 |
| | | |
| | (略) | (略) |

二 実習

| 科目 | 時間 |
|-----------------|----------|
| (略) | (略) |
| <u>人工授精</u> | 四十五時 |
| 体内受精卵の処理 (略) | 五十時間 (略) |

 $4 \sim 6$ (略)

(修業試験)

第二十四条 (略)

2 受講時聞が前条第一項第一号に掲げる科目を通じて<u>五十三時間</u>及び前条第一項第一一号に掲げる科目を通じて六十時間に達しない者は、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができない。

- 3 受講時聞が前条第二項第一号に掲げる科目を通じて九十三時間及び前条第三項第一一号に掲げる科目を通じて百二十時間に達しない者は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。
- 4 受講時聞が前条第三項第一号に掲げる科目を通じて九十九時間及び前条第三項第三号に掲げる科目を通じて百三十七時間に達しない者は、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

(受講及び修業試験の免除等)

第二十四条の二 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

- 8 受講等免除者又は他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第一項第一号に掲げる科目のうち第一項又は第一一項の規定による家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「特定免除科目」という。)以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第一項第二号に掲げる科目のうち特定免除科目以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第三項の規定にかかわらず、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができる。
 - 一 <u>六十八時間</u>から特定免除科目に係る第三十三条 第一項第一号に規定する時間を控除して得た時間 に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数 があるときは、とれを一時間に切り上げた時間) 二 (略)
- 9 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する 講習会の修業試験に合格している者又は牛以外の種 類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修 業試験に合格している者は、受講時聞が、第二十三 条第二項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項 又は第四項の規定による家畜人工授精及び家畜体内 受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免 除に係る科目(以下「免除科目の甲」という。)以外 の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第二項 第二号に掲げる科目のうち免除科目の甲以外の科目 を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前 条第三項の規定にかかわらず、家畜人工授精及び家 畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受け ることができる。
 - 一 <u>百十六時間</u>から免除科目の甲に係る第三十三条 第二項第一号に規定する時間を控除して得た時間

- 3 受講時聞が前条第二項第一号に掲げる科目を通じて九十二時間及び前条第三項第一一号に掲げる科目を通じて百二十時間に達しない者は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。
- 4 受講時聞が前条第三項第一号に掲げる科目を通じて<u>九十七時間</u>及び前条第三項第三号に掲げる科目を通じて百三十七時間に達しない者は、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

(受講及び修業試験の免除等)

第二十四条の二(略)

 $2 \sim 7$ (略)

- 8 受講等免除者又は他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第一項第一号に掲げる科目のうち第一項又は第一一項の規定による家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「特定免除科目」という。)以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第一項第二号に掲げる科目のうち特定免除科目以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第三項の規定にかかわらず、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができる。
 - 一 <u>六十六時間</u>から特定免除科目に係る第三十三条 第一項第一号に規定する時間を控除して得た時間 に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数 があるときは、とれを一時間に切り上げた時間) 二 (略)
- 9 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する 講習会の修業試験に合格している者又は牛以外の種 類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修 業試験に合格している者は、受講時聞が、第二十三 条第二項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項 又は第四項の規定による家畜人工授精及び家畜体内 受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免 除に係る科目(以下「免除科目の甲」という。)以外 の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第二項 第二号に掲げる科目のうち免除科目の甲以外の科目 を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前 条第三項の規定にかかわらず、家畜人工授精及び家 畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受け ることができる。
 - 一 <u>百十四時間</u>から免除科目の甲に係る第三十三条 第二項第一号に規定する時間を控除して得た時間

に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数 があるときは、これを一時間に切り上げた時間) 二 (略)

- 10 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する 講習会の修業試験に合格している者、牛以外の種類 の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業 試験に合格している者又は牛について家畜人工授精 及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験 に合格している者は、受講時間が、第二十三条第三 項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項、第四 項又は第五項の規定による家畜人工授精並びに家畜 体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講 習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「免 除科目の乙」という。)以外の科目を通じて第一号に 掲げる時間及び同条第三項第二号に掲げる科目のう ち免除科目の乙以外の科目を通じて第二号に掲げる 時間に達する場合には、前条第四項の規定にかかわ らず、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び 家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受 けることができる。
 - 一 <u>百二十三時間</u>から免除科目の乙に係る第二十三 条第三項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端 数があるときは、これを一時間に切り上げた時間) 二 (略)

(家畜人工授精師の免許の申請)

第二十六条 法第十六条の規定により家畜人工授精師 の免許を受けようとする者は、別記<u>様式第十四号</u>による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所 地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一~三 (略)

- 四 申請者が法第十七条第一項又は第二項第三号若 しくは第四号に該当するかどうかの別を記載した 書面
- 五 <u>法第十七条第二項第三号</u>に該当する<u>場合</u>にあっては<u>、その</u>確定判決謄本

(家畜人工授精師免許証の様式)

- 第二十七条 法第十八条の家畜人工授精師免許証(以下「免許証」という。)は、別記<u>様式第十五号</u>による。 (免許証の書換交付及び再交付の手続)
- 第二十九条 令第九条の規定による免許証の書換交付の申請は、別記<u>様式第十六号</u>による申請書に免許証を添えてしなければならない。
- 2 令第十条第一項の規定による免許証の再交付の申 請は、別記様式第十六号による申請書を提出してし

に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数 があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

- 一 (略
- 10 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する 講習会の修業試験に合格している者、牛以外の種類 の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業 試験に合格している者又は牛について家畜人工授精 及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験 に合格している者は、受講時間が、第二十三条第三 項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項、第四 項又は第五項の規定による家畜人工授精並びに家畜 体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講 習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「免 除科目の乙」という。)以外の科目を通じて第一号に 掲げる時間及び同条第三項第二号に掲げる科目のう ち免除科目の乙以外の科目を通じて第二号に掲げる 時間に達する場合には、前条第四項の規定にかかわ らず、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び 家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受 けることができる。
- 一 <u>百二十一時間</u>から免除科目の乙に係る第二十三条 第三項第一号に規定する時間を控除して得た時間に 十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があ るときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

(家畜人工授精師の免許の申請)

第二十六条 法第十六条の規定により家畜人工授精師 の免許を受けようとする者は、別記<u>様式第十三号</u>に よる申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所 地を管轄する都道府県知事に提出しなければならな い。

一~三 (略)

- 四 第十七条第二項第三号に該当しない者にあって はその旨を記載した書面、同号に該当する者にあってはその確定判決謄本
- 五 <u>法第十七条第二項第三号</u>に該当する場合にあっては、その確定判決謄本

(家畜人工授精師免許証の様式)

- 第二十七条 法第十八条の家畜人工授精師免許証(以下「免許証」という。)は、別記様式第十四号による。 (免許証の書換交付及び再交付の手続)
- 第二十九条 令第九条の規定による免許証の書換交付 の申請は、別記<u>様式第十五号</u>による申請書に免許証 を添えてしなければならない。
- 2 令第十条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、別記様式第十五号による申請書を提出してし

なければならない。この場合において、免許証を汚し し、又は損じたためその再交付を申請しようとする 者は、申請書に免許証を添えて提出しなければなら ない。

(授精証明書等の様式)

第三十一条 法第二十二条第二項の授精証明書、同項 | 第三十一条 削除 の体内受精卵移植証明書、同項の体外受精卵移植証 明書及び同項の精液採取に関する証明書は、それぞ れ別記様式第十七号、様式第十八号、様式第十九号 及び様式第六号によるものとする。

第三節 家畜人工授精所

(家畜人工授精所の開設の許可の申請)

- 第三十二条 法第二十四条の規定により家畜人工授精 所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第 二十号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道 府県知事に提出しなければならない。
 - 一•二 (略)
 - 三 申請者が個人である場合にあっては、次に掲げ る書類
 - イ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(住 民基本台帳法第七条第一号及び第七号に掲げる 事項を記載したもの(日本の国籍を有しない者 にあっては、当該事項及び同法第三十条の四十 五に規定する国籍等を記載したもの)に限る。)
 - ロ 法第二十五条第一項第二号又は第二項第二号 若しくは第三号に該当するかどうかの別を記載 した書面
 - ハ 法第二十五条第三項第二号に該当する場合に あっては、その確定判決謄本
 - 四 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げ る書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国 法令に基づいて設立された法人にあっては、こ れらに準ずるもの)
 - ロ 役員の氏名及び住所を記載した書面
 - ハ 役員(令第十三条に規定する使用人がある場 合にあっては、当該使用人を含む。以下「役員 等」という。)が法第二十五条第一項第三一号又 は第二項第四号に該当するかどうかの別を記載 した書面
 - ニ 法第二十五条第二項第四号に該当する場合 (役員等のうちに同項第二号に規定する者があ る場合に限る。)にあっては、その確定判決勝本 (許可証の交付)
- 第三十三条 都道府県知事は、法第二十四条の許可を したときは、次に掲げる事項を記載した家畜人工授

なければならない。この場合において、免許証を汚 し、又は損じたためその再交付を申請しようとする 者は、申請書に免許証を添えて提出しなければなら ない。

(新設)

(家畜人工授精所の開設の許可の申請)

第三十二条 法第二十四条の規定により家畜人工授精 所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第 十六号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道 府県知事に提出しなければならない。

一•二 (略)

(新設)

(新設)

精所の開設の許可証(以下「許可証」という。)を付 しなければならない。

- 一 家畜人工授精所の管理番号
- 二 開設の許可の年月日
- 三 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称
- 四 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 五 家畜の種類及びその業務の別

(許可証の備置き)

第三十四条 前条の規定による許可証の交付を受けた 家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所内 に当該許可証を備え置かなければならない。

(家畜人工授精所の構造、設備等)

- 第三十五条 法<u>第二十五条第一項第一号</u>の農林水産省 令で定める構造、設備及び器具は、次に掲げるもの とする。
 - 一 構造処理室を有し、かっ、家畜人工授精用精液 を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採 取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移 植する<u>場合にあっては、その</u>場所が外部から見え ないような囲障があるもの
 - 二 (略)
 - 三 器具
 - イ 家畜人工授精を行う場合にあっては、その採取、検査、処理又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具
 - ロ 家畜体内受精卵移植を行う場合にあっては、 その採取、検査、処理又は移植に必要な器具及 びこれらの器具の消毒に必要な器具
 - ハ 家畜体外受精卵移植を行う場合にあっては、 家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家 畜体外受精卵の検査、処理又は移植に必要な器 具及びこれらの器具の消毒に必要な器具
 - 三 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の保存を 行う場合にあっては、その保存に必要な器具 (開設の許可の申請者の使用人)
- 第三十六条 令第十三条の農林水産省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、家畜人工授精所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。 (変更の届出等)
- 第三十七条 法第三十五条の二第一項の農林水産省令 で定める事項は、次の事項(軽微な変更を除く。)と する。
 - <u>家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称真及び</u>住所
 - 二 家畜人工授精所の名称及び所在地

(新設)

(家畜人工授精所の構造、設備等)

- 第三十三条 法第二十五条の農林水産省令で定める構造、設備及び器具は、次に掲げるものとする。
 - 一構造処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場所が外部から見えないような囲障があるもの
 - 二 (略)
 - 三 器具
 - イ 家畜人工授精を行う場合にあっては、その採取、検査、処理又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具
 - ロ 家畜体内受精卵移植を行う場合にあっては、 その採取、検査、処理又は移植に必要な器具及 びこれらの器具の消毒に必要な器具
 - ハ 家畜体外受精卵移植を行う場合にあっては、 家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家 畜体外受精卵の検査、処理又は移植に必要な器 具及びこれらの器具の消毒に必要な器具
 - 三 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の保存を 行う場合にあっては、その保存に必要な器具

(新設)

- 三 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号文は免許番号
- 四 家畜の種類及びその業務の別
- 五 家畜人工授精所の構造、設備及び器具
- <u>六</u> 家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所
- 2 法第二十五条の二第一項の規定により変更の届出 をしようとする家畜人工授精所の開設者は、当該変 更の日から三十日以内に、別記様式第二十一号によ る届出書に変更事項に係る書類を添えてその許可を 与えた都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 法第二十五条の二第二項の規定により廃止し、休止し、又は休止した家畜人工授精所を再開しようとする家畜人工授精所の開設者は、別記様式第二十二号による届出書をその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

(許可証の書換交付)

- 第三十八条 家畜人工授精所の開設者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その許可証を添え、 遅滞なく、その許可を与えた都道府県知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。
- 2 前項の規定による許可証の書換交付の申請は、別 記様式第二十一二号による申請書を提出してしなけ ればならない。

(許可証の再交付)

- 第三十九条 家畜人工授精所の開設者は、許可証を汚し、損じ、又は失ったときは、遅滞なく、その許可を与えた都道府県知事に許可証の再交付を申請しなければならない。
- 2 前項の規定による許可証の再交付の申請は、別記様式第二十三号による申請書を提出してしなければならない。この場合において、許可証を汚し、又は損じたためその再交付を申講しようとする者は、申請書に許可証を添えて提出しなければならない。 (許可証の返納等)
- 第四十条 家畜人工授精所の開設者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、速やかに、その許可を与えた都道府県知事に許可証を返納しなければならない。
 - 一 次に掲げる場合当該家畜人工授精所の開設者
 - <u>イ</u> 法第二十六条第一項又は第二項の規定により 開設の許可を取り消された場合
 - <u>ロ</u> 前条の規定による申請に係る許可証の再交付 を受けた後において、亡失した許可証を発見し た場合
 - 二 死亡し、又は失綜の宣告を受けた場合戸籍法(昭

(新設)

(新設)

- 和二十二年法律第二百二十四号) による死亡又は 失綜の届出義務者
- 三 <u>法人が合併により消滅した場合その法人を代表</u> する役員であった者
- 四 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 五 法人が前二号に掲げる理由以外の理由により解 散した場合その清算人
- 2 家畜人工授精所の開設者は、法第二十六条第二項 の規定により家畜人工授精所の使用の停止を命じら れたとき又は法第二十五条の二第二項の規定により 家畜人工授精所を休止したときは、速やかに、その 許可を与えた都道府県知事に許可証を提出しなけれ ばならない。
- 3 前項の規定により許可証の提出を受けた都道府県 知事は、当該許可証に係る家畜人工授精所の使用の 停止の期間が満了したとき又は家畜人工授精所が再 開しようとするときには、直ちに当該許可証を返還 しなければならない。

第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例 (指定の公示)

- **第四十一条** 法第三十二条の三第一項の規定にそえ は、次に掲げる事項につきするものとする。
 - 一 指定年月日
 - <u>二</u> 指定する家畜人工授精用精液等に係る家畜の種 類
 - <u>三</u> <u>指定する家畜人工授精用精液等に係る家畜の品</u> 種
- 2 <u>法第三十二条の三第一項の規定による公示は、官</u> 報に掲載してするものとする。

(容器への表示事項)

- 第四十二条 法第三十二条の四の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - <u>一 家畜人工授精用精液にあっては、次に掲げる事</u> <u>項</u>
 - <u>イ 当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した</u> <u>雄の家畜の名前</u>
 - ロ 当該家畜人工授精用精液の採取年月日
 - 二 家畜体内受精卵にあっては、次に掲げる事項
 - <u>イ</u> 当該家畜体内受精卵が処理された家畜人工授 精所等の管理番号
 - □ 当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の 家畜及び当該家畜体内受精卵を採取するために 種付けの用に供した雄の家畜の名前(牛の場合 にあっては、当該家畜体内受精卵の採取の用に 供した雌の家畜及び当該家畜体内受精卵を採取

(新設)

(新設)

するために種付けの用に供した雄の家畜の名前 又はこれらの個体識別番号(牛の個体識別のた めの情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成十五年法律第七十二号)第二条第一項に規 定するものをいう。以下同じ。))

- ハ 当該家畜体内受精卵の採取年月日
- 三 家畜体外受精卵にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該家畜体外受精卵が生産された家畜人工授 精所等の管理番号
 - ロ 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の 用に供した雌の家畜及び当該家畜体外受精卵に 係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄 の家畜の名前(牛の場合にあっては、当該家畜体 外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌 の家畜及び当該家畜体外受精卵に係る家畜人工 授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前 又はこれらの個体識別番号)
 - ハ 当該家畜体外受精卵の検査年月日
- 2 前項第一号イに規定する事項については、法第四 条第一項の規定による種畜証明書が交付されていな い雄の牛の名前である場合その他の雄の牛の名前を 表示することが適当でないと認められる場合には、 当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の牛 の個体識別番号をもってその事項に代えることがで きる。
- 3 第一項に規定する事項のうち次の各号に掲げる事 項については、それぞれ当該各号に定める事項をも ってその事項に<u>代えることができる。</u>
 - 一 第一項第二号ロ及びハ家畜体内受精卵証明書番
 - 二 第一項第三号ロ及びハ家畜体外受精卵証明書番

(容器への表示方法)

- 第四十三条 法第三十二条の四の容器への表示を行う に当たっては、次に掲げる方法で行うものとする。
- 一 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に表示 する方法
- 二 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器にラベ ルを貼ることにより表示する方法

(譲渡等記録簿の様式)

第四十四条 法第三十二条の五第一項の譲渡等記録簿 の様式は、別記様式第二十四号によるものとする。

第二章の二 家畜登録事業

(登録規程の承認の申請)

録規程(同項に規定する登録規程をいう。以下同じ。)

(新設)

(新設)

第二章の二 家畜登録事業

(登録規程の承認の申請)

第四十五条 法第三十二条の九第一項の規定により登 | 第三十三条の二 法第三十二条の二第一項の規定によ り登録規程(同項に規定する登録規程をいう。以下同 の承認を受けようとする者は、家畜登録事業(同項に 規定する家畜登録事業をいう。以下同じ。)の開始予 定期日の六十日前までに、別記<u>様式第二十五号</u>によ る申請書に登録規程及び家畜登録事業の事業計画書 を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録規程の変更の承認の申請)

第四十六条 法第三十二条の九第三項の規定により登録規程の変更の承認を受けようとする者は、別記様 式第二十六号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録規程の承認の基準)

第四十七条 <u>法第三十二条の九第四項</u>の家畜改良増殖 目標に即するものと認められない場合は、次のいず れかの場合とする。

一~三(略)

2 法<u>第三十二条の九第四項</u>の家畜登録事業の公正な 運営を行なうのに適切なものと認められない場合 は、次のいずれかの場合とする。

一•二 (略)

(家畜登録事業の廃止の届出)

第四十八条 法第三十二条の九第五項の規定により家 畜登録事業の廃止の届出をしようとする者は、家畜 登録事業の廃止予定期日の六十日前までに、別記<u>様</u> <u>式第二十七号</u>による届出書を農林水産大臣に提出し なければならない。

第三章 雜則

(家畜人工授精所の運営状況の報告の方法等)

- 第四十九条 法第三十四条第三項の規定による報告 は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間に ついて作成し、当該期間の経過後四月以内に、次の 各号に掲げる様式により行うものとする。
 - 一 特定家畜人工授精用精液等に係る業務を行って いる場合にあっては、別記様式第二十八号
 - 二 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵(特定家畜 人工授精用精液等であるものを除く。)に係る業務 を行っている場合にあっては、別記様式第二十九 号

(身分を示す証明書の様式)

第五十条 法第三十五条第二項の証明書は、別記<u>様式</u> 第三十号による。

(センターの立入検査等)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 法第三十五条の二第三項において準用する法第三 十五条第二項の証明書は、別記<u>様式第三十一号</u>によ じ。)の承認を受けようとする者は、家畜登録事業(同項に規定する家畜登録事業をいう。以下同じ。)の開始予定期日の六十日前までに、別記<u>様式第十七号</u>による申請書に登録規程及び家畜登録事業の事業計画書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録規程の変更の承認の申請)

第三十三条の三 法第三十二条の二第三項の規定により登録規程の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十九号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録規程の承認の基準)

第三十三条の四 <u>法第三十二条の二第四項</u>の家畜改良 増殖目標に即するものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする。

一~三(略)

2 法<u>第三十二条の二第四項</u>の家畜登録事業の公正な 運営を行なうのに適切なものと認められない場合 は、次のいずれかの場合とする。

一•二 (略)

(家畜登録事業の廃止の届出)

第四十八条 法第三十二条の二第五項の規定により家 畜登録事業の廃止の届出をしようとする者は、家畜 登録事業の廃止予定期日の六十日前までに、別記<u>様</u> <u>式第二十七号</u>による届出書を農林水産大臣に提出し なければならない。

第三章 雜則

(新設)

(身分を示す証明書の様式)

第三十四条 法第三十五条第二項の証明書は、別記<u>様</u> 式第二十号による。

(センターの立入検査等)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第三十五条の二第三項において準用する法第三 十五条第二項の証明書は、別記<u>様式第</u>二十一号によ <u>る。</u> る。

(権限の委任) (権限の管) (権限的管) (権限的管) (権限的管) (権限的管) (格的管) (格的管

—以下 様式第一号~様式第九号:省略—

様式第一号を次のように改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第四号その二を次のように改める。

様式第四号その三中「住所及び」を削り、「名称」の次に「及び住所」を加える。

様式第五号を次のように改める。

様式第七号その一を次のように改める。

様式第七号その二を次のように改める。

様式第二十一号を次のように改める。

様式第二十号を次のように改める。

様式第十九号を様式第二十七号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第十八号中「家畜改良増殖法第32条の2第3項」を「家畜改良増殖法第32条の9第3項」に改め、同様式を様式第二十六号とする。

様式第十七号中「家畜改良増殖法第32条の2第1項」を「家畜改良増殖法第32条の9第1項」に改め、同様式を様式第二十五号とする。

様式第十六号を次のように改める

様式第二十号の次に次の五様式を加える。

様式第十五号を様式第十六号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

様式第十四号を様式第十五号とし、様式第十三号を次のように改める。

様式第十号から様式第十二号までを削る。

様式第九号その一を様式第十三号その一とし、様式第九号その二中「住所及び」を削り、「名称」の次に「及び住所」を加え、同様式を様式第十三号その二とする。

様式第九号その三を次のように改める。

様式第九号その四を様式第十三号その四とし、様式第九号その五を次のように改める。

様式第九号その六を次のように改める。

様式第九号その七を次のように改める。

様式第九号その八を様式第十三号その八とし、様式第九号その九を様式第十三号その九とし、様式第八号の三を次のように改める。

様式第八号の二を次のように改める。

様式第八号を次のように改める。

様式第七号の三その一を次のように改める。

様式第七号の三その二を次のように改める。

様式第七号の二その一を次のように改める。

様式第七号の二その二を次のように改める。

(牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令の一部改正)

第二条 牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令(平成七年 農林水産省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がある ものは、これを当該傍線部分のように改める

| 改 正 後 | 改 正 前 | |
|--------------------------|--------------------------|--|
| (関係機関への証明書写しの送付) | (関係機関への証明書写しの送付) | |
| 第三条 農林水産大臣は、前条の規定により証明書を | 第三条 農林水産大臣は、前条の規定により証明書を | |

発給した場合には、当該証明書の発給に係る家畜に係る家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第三十二条の九第三項の家畜登録機関(当該家畜が 馬である場合には、当該馬に係る同項の家畜登録機 関、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会)に当該 証明書の写しを送付するものとする。 発給した場合には、当該証明書の発給に係る家畜に係る家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第三十二条の二第三項の家畜登録機関(当該家畜が馬である場合には、当該馬に係る同項の家畜登録機関、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会)に当該証明書の写しを送付するものとする。

(家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令の一部改正)

第三条 家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令(平成十三年農林水産省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がある ものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改 正 後 | | | 改正前 | |
|-------------------------|-----|-------------|-------------------------|--|
| 家畜改良増殖法第三十二条の九第三項に規定する家 | | 規定する家家畜改良増殖 | 家畜改良増殖法第三十二条の二第三項に規定する家 | |
| 畜登録機関の名称及び住所は、次のとおりとする。 | | とする。 | 畜登録機関の名称及び住所は、次のとおりとする。 | |
| 名称 | 住所 | 名称 | 住所 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | |
| | · | | | |
| | | | | |

(農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する 法律施行規則の一部改正)

第四条 農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に 関する法律施行規則(平成十七年農林水産省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 三 後 | 改 | 正 前 | | |
|----------------------|--|--|--|--|
| | | 改正前 | | |
| 別表第一(第三条関係) | | 別表第一(第三条関係) | | |
| 略) | (略) | (略) | | |
| 第九条第二項及び第三項、 | 家畜改良増殖法(昭和 | 第九条第二項及び第三項並 | | |
| 第十五条第二項並びに第三 | 二十五年法律第二百九 | びに第十五条の五第二項 | | |
| 一二条の五第二項 | 号) | | | |
| 略) | (略) | (略) | | |
| 別表第二(第五条関係) | | 別表第二(第五条関係) | | |
| 略) | (略) | (略) | | |
| 亨九条第二項 <u>、第十五条第</u> | 家畜改良増殖法 | 第九条第二項及び第十五条 | | |
| 一項及び第三十二条の五第 | | 第一項 | | |
| -項 | | | | |
| 略) | (略) | (略) | | |
| | | | | |
| 等 等 一 | 九条第二項及び第三項 <u></u> 十五条第二項並びに第三 二条の五第二項 為) 為) 九条第二項 <u>第十五条第</u> 項及び第三十二条の五第 項 | 九条第二項及び第三項、 十五条第二項並びに第三 二条の五第二項 家畜改良増殖法(昭和 二十五年法律第二百九 号) (略) あ) (略) 別表第二(第五条関係) (略) 力条第二項、第十五条第項及び第三十二条の五第項 項 | | |

附則

(施行期日)

- 第一条 この省令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。 (経過措置)
- 第二条 この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則第四十九条第一号の規定は、令和四年一月一日以降期間に係る報告について適用することとし、令和二年一月一日から十二月三十一日までの期間に係る報告につい

ては、同号中「別記様式第二十八号」とあるのは「別記様式第二十九号」とし、令和三年一月一日から十二月 三十一日までの期間に係る報告については、同条中「一月一日」とあるのは「四月一日」とする。